

令和 7 年 5 月 日

城陽市議会議長

様

提出者 城陽市議会議員

議 案 提 出 書

下記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

記

議案第 号 城陽市議会委員会条例の一部改正について

城陽市議会委員会条例の一部を改正する条例

城陽市議会委員会条例（昭和５６年城陽市条例第１１号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）	（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）
第２条 略	第２条 略
２ 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。	２ 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。
総務常任委員会 <u>９人</u>	総務常任委員会 <u>１０人</u>
危機・防災対策課、企画管理部、総務部、市民環境部、消防本部、上下水道部、会計課、監査委員事務局、公平委員会事務局及び選挙管理委員会事務局の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項	危機・防災対策課、企画管理部、総務部、市民環境部、消防本部、上下水道部、会計課、監査委員事務局、公平委員会事務局及び選挙管理委員会事務局の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項
福祉常任委員会 <u>１０人</u>	福祉常任委員会 <u>９人</u>
福祉保健部の所管に属する事項	福祉保健部の所管に属する事項
建設常任委員会 <u>９人</u>	建設常任委員会 <u>１０人</u>
まちづくり活性部、都市整備部及び農業委員会事務局の所管に属する事項	まちづくり活性部、都市整備部及び農業委員会事務局の所管に属する事項
文教常任委員会 <u>１０人</u>	文教常任委員会 <u>９人</u>
教育委員会事務局の所管に属する事項（議会運営委員会）	教育委員会事務局の所管に属する事項（議会運営委員会）
第４条 略	第４条 略
２ 議会運営委員会の委員の定数は、 <u>５人</u> とする。	２ 議会運営委員会の委員の定数は、 <u>６人</u> とする。
３ 略	３ 略

附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- この条例による改正前の城陽市議会委員会条例の規定による総務常任委員会、福祉常任委員会、建設常任委員会及び文教常任委員会は、この条例による改正後の城陽市議会委員会条例の規定による当該常任委員会とする。

提案理由

常任委員会及び議会運営委員会の委員の定数を改正したいので、本案を提案するものである。